

Digital Innovation City協議会 プロジェクトチーム及び検討会設置要綱

令和3年9月6日

(趣旨)

第1条 この要綱は、Digital Innovation City協議会設置要綱第6条に基づき設置するプロジェクトチーム及び検討会（以下「PT等」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(PT等の設置)

第2条 Digital Innovation City（以下「DIC」という。）の実現に係る諸課題を個別具体的に検討するため、Digital Innovation City協議会（以下「協議会」という。）の下に、別紙のとおりPT等を組織する。

(組織)

第3条 各PT等の構成員は、Digital Innovation City協議会運営事務局（以下「協議会運営事務局」という。）が委嘱した者とする。

(所掌事項)

第4条 PT等は、次に掲げる事項について、協議する。

- (1) 各PT等のテーマに係る臨海副都心における課題と、デジタル等先端技術による解決事例の検討
- (2) (1)に係るイベントまたは実証実験の実施
- (3) その他、DICの実現に向けた諸課題に対する取組に関すること

(会議)

第5条 PT等の会議は、協議会運営事務局が招集する。

2 PT等は、協議会運営事務局が必要があると認めるときは、PT等構成員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

3 会議は原則非公開とする。ただし、資料等を公開する場合は、協議会へ報告したものを公開する。

(PT等運営事務局)

第6条 PT等の庶務は、協議会運営事務局が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、P T等の運営に必要な事項は協議会運営事務局が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

別紙

データプラットフォーム構築検討会

ライブ・エンタメプロジェクトチーム

モビリティ・物流プロジェクトチーム

防災・防犯プロジェクトチーム

環境・サステイナビリティプロジェクトチーム